

旧	新	効力 発生日	備考欄
<p>第 18 条（支払方法）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員は、当社が定める方法により、当社に利用料金等を支払うものとします。利用料金等の支払いにかかる振込手数料その他の手数料は、会員が負担するものとします。 2. 会員は、毎月の利用日数に係る利用料金等を、当社が第 4 項で通知する支払期限までに支払うものとします。 3. 会員が利用料金等を支払わないときは、当社は、催告、通知その他の手続きを要することなく、直ちに、本サービスの提供の停止、会員資格の抹消その他当社が必要と考える措置をとることができるものとします。これらの措置により、会員又は第三者に生じた損害等について、当社は一切責任を負わないものとします。 4. 当社は、利用料金等の請求及びその明細を、第 4 条（当社からの通知）に規定する方法により会員に通知するものとします。 	<p>第 18 条（支払方法）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員は、当社が定める方法により、当社に利用料金等を支払うものとします。利用料金等の支払いにかかる振込手数料その他の手数料は、会員が負担するものとします。 2. 会員は、毎月の利用日数又は利用時間に係る利用料金等を、当社が第 4 項で通知する支払期限までに支払うものとします。 3. 会員が利用料金等を支払わないときは、当社は、催告、通知その他の手続きを要することなく、直ちに、本サービスの提供の停止、会員資格の抹消その他当社が必要と考える措置をとることができるものとします。これらの措置により、会員又は第三者に生じた損害等について、当社は一切責任を負わないものとします。 4. 当社は、利用料金等の請求及びその明細を、第 4 条（当社からの通知）に規定する方法により会員に通知するものとします。 	<p>2020 年 6 月 23 日</p>	<p>変更</p>

	<p>第5条の2（保証金）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、前条第4項に定める審査の結果、会員になろうとする者に対し、本サービスの利用に先立ち、保証金の預け入れを求めることがあります。会員になろうとする者は、当社から当該請求を受けた場合、別途当社が定める期日までに、当社に対して保証金を預け入れるものとします。当社は、保証金の預け入れを確認後、当該会員になろうとする者に対し、会員IDを発行するものとします。 2. 当社は、会員になろうとする者に対し、前項の保証金の必要性を当社が判断するために必要な情報及び資料の提供を求めることがあります。この場合、会員になろうとする者は、当該情報及び資料を速やかに当社に提出するものとします。 3. 保証金の額は、別途当社が定める額とします。 4. 当社は、会員から預け入れられた保証金については、利息を付さないものとします。 5. 当社は、会員に対し、本サービスに関する債権の回収が困難と判断した場合、ただちに保証金を任意の順序及び方法により当該契約者の債務の弁済に充当します。当社は、充当を行った場合、ただ 	<p>2020年 6月30日</p>	<p>新設</p>
--	---	------------------------	-----------

	<p>ちに会員にその旨を通知します。</p> <p>6. 会員は、保証金が債務の弁済に充当された場合、当社の定める期日までに、充実に要した保証金に相当する額を新たな保証金として預け入れるものとします。</p> <p>7. 会員は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し又は担保の用に供してはならず、その他一切の処分をすることができないものとします。</p> <p>8. 会員は、保証金の預け入れをもって本サービスに関する債務の支払いを免れることはできないものとします。また、会員は、保証金の返還請求権をもって本サービスに関するいかなる債務とも相殺を主張できないものとします。</p> <p>9. 当社は、本条第5項に定める場合以外、保証金を処分致しません。</p> <p>10. 当社は、理由のいかんを問わず本サービスの利用契約が終了した場合、その他当社の裁量により保証金を預かる必要が消滅したと判断した場合に、会員に対して、保証金を返還するものとします。</p>		
--	--	--	--